

★「国民年金付加年金制度」のお知らせ

国民年金第1号被保険者（自営業、学生など）や65歳未満の任意加入被保険者は、定額保険料（令和5年度：16,520円）に加えて付加保険料（月額400円）を納めることで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

〈例〉付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料納付額 = 400円 × 12月 × 10年 = 48,000円

付加年金の年金額 = 200円 × 12月 × 10年 = 24,000円 / 年額

※ 48,000円の付加保険料で、24,000円（年額）が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。

【注意事項】

- ・付加保険料の納付は、申込んだ月分からとなります。
- ・第2号被保険者（会社員や公務員）の方や第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）は付加保険料を納付できません。
- ・国民年金基金加入者は付加保険料を納付できません。 →

【手続に必要なもの】

- ①基礎年金番号がわかる書類 ②本人確認ができる書類

【手続先】

市保険課（6番窓口・受付番号票③） ☎ 31-0216

市美都地域総務課・市匹見地域総務課または浜田年金事務所で手続きをしてください。

国民年金基金とは・・・

国民年金第1号被保険者の方が、老齢基礎年金に上乗せして加入できる公的な年金制度です。

毎月の掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

〈問い合わせ先〉

全国国民年金基金島根支部 ☎ 0120-65-4192

《浜田年金事務所 出張年金相談》

相談日 8月8日(火)・22日(火)

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

《浜田年金事務所 手話による年金相談》

相談日 8月24日(木)

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 8月16日(火)までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

(記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も、電話での予約が必要です。



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

〈記載事項〉

1. 住所・氏名・電話番号
2. 意見・提言の題名
3. 現状と問題点
4. 意見・提言内容
5. 予想される効果
6. 希望する回答方法（郵送もしくはEメールのどちらか）または回答を希望しない場合はその旨
7. いただいた意見公開の可否（可・否）※必ずご記入ください。

市長への手紙

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX：23-2456

メール：hisyo@city.masuda.lg.jp（件名は「市長への手紙」）

※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。

